

○沼田市墓地等の経営の許可等に関する条例

平成24年3月27日

条例第8号

(趣旨)

第1条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第10条の規定による墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可の基準その他墓地等の経営に関し必要な事項を定めるものとする。

(墓地等の経営許可の基準)

第2条 市長は、法第10条第1項の規定による墓地等の経営の許可又は同条第2項の規定による変更の許可の申請があった場合は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、次条及び第4条の基準に適合し、かつ、経営の永続性、公益性及び非営利性が確保できると認められるときでなければ、法第10条第1項又は第2項の許可をしてはならない。ただし、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められるときは、この限りでない。

- (1) 地方公共団体が経営しようとするとき。
- (2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人で、登記された主たる事務所を1年以上市内に有するものが経営しようとするとき。
- (3) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人で、登記された主たる事務所を1年以上市内に有するものが経営しようとするとき。

(墓地等の設置場所の基準)

第3条 墓地等を設置する場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、土地の状況その他の事由によりやむを得ない場合であつて、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められるときは、この限りでない。

- (1) 墓地及び火葬場については、次のとおりとする。
  - ア 学校、病院、保育所、公園その他の公共施設及び住宅から120メートル以上の距離があること。
  - イ 河川又は湖沼から20メートル以上の距離があること。
  - ウ 飲料水を汚染するおそれのない場所であること。
- (2) 納骨堂については、寺院、教会等の境内地又は墓地若しくは火葬場の区域内であること。

(墓地等の施設基準)

第4条 墓地等の施設は、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、墓地等

が設置される土地の状況その他の事由によりやむを得ない場合であつて、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められるときは、その一部を適用しないことができる。

(1) 墓地

- ア 生け垣その他の方法をもって、墓地と周囲の土地との境界を明らかにすること。
- イ 各墳墓に接続された幅1メートル以上の通路を設けること。
- ウ 雨水等がたまらないように排水設備を設けること。
- エ 給水設備及びごみを集積する施設又は容器を設けること。

(2) 納骨堂

- ア 納骨堂は、耐火構造とし、堂内の納骨設備は、不燃材料が用いられていること。
- イ 納骨堂の出入口及び納骨設備は、施錠ができる構造であること。
- ウ 換気装置を設けること。

(3) 火葬場

- ア 敷地の境界には、障壁又は植栽等による垣根を設けて外部と区画し、その出入口には、門扉を設けること。
- イ 火葬炉には、防臭、防じん等について十分な能力を有する排気ガスの再燃焼装置を設けること。
- ウ 場内には、管理事務所、待合室、便所、遺体安置室、残灰の保管施設その他必要な施設を設けること。
- エ 遺体安置室及び残灰の保管施設は、施錠できる構造であること。

(経営者の講ずべき措置)

第5条 墓地等を経営する者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事務所等に、経営の許可を証する書類を掲示すること。
- (2) 墓地等を常に清潔及び整然に保つこと。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日の前日までに群馬県知事に対してなされた法第10条第1項又は第2項の規定による許可の申請で施行日以後に市長が許可するものに係る墓地等の経営の許可の基準については、この条例の規定にかかわらず、群馬県墓地、埋葬等に関する法律施行条例

(平成12年群馬県条例第42号)の規定の例による。

- 3 第2条第2号に規定する公益法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含むものとする。